

# 甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和2年11月27日

甲府市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の一部改正が施行されて、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられました。

本市は、東西に15.3km・南北に41.5kmと南北に細長い形状をなし、総面積の64%は森林に覆われています。盆地特有の状況を呈し、年間を通じ降水量は比較的少ない一方、日照時間は多いため果樹栽培に適し特にブドウ・モモ・すもも・ナシ等の栽培が盛んであります。野菜においてはトウモロコシ・ナス・ハウスイチゴなどが栽培され、収益性の高い作物を水稻と合わせた複合経営をされる農家が存在します。

課題としては都市近郊型農業を意識する中で、生産性の低い中山間地域においては担い手不足に加え高齢化が進み、さらに農家の大半が自給的農家や兼業農家であると同時に、鳥獣害被害の増加による経営意欲の減退から、遊休農地が発生し耕作放棄地の解消が進んでいないのが現状です。遊休農地の解消のためには意向調査を実施し、本人の意思確認による取り組みを行うことが第一歩と考えられます。

また、市街地周辺においては将来の転用を見越した農地の資産的保有が強いことから、担い手への農地の集積・集約化が進まない実態です。担い手の育成確保や新規参入の促進に加え、農地の流動や集約を活発にするためには農地銀行や農地中間管理機構による取り組みがこれまで以上に重要となってきます。

これらを踏まえ、本会では法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が、担当地区ごとの活動による農地等の利用の最適化を一体的に進め、問題の解決を図っていくため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）の目標年である令和11年へ向けて、地域の実情を踏まえながら、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととします。

## 第2 具体的な目標と推進方針

### I 遊休農地の解消目標と発生防止について

#### ① 遊休農地の解消目標

年 度	農地面積 (ha)	遊休農地面積 (ha)	遊休農地の割合 (%)
令和2年4月	1, 200	36	3.0
令和5年4月 (3年後の目標)	1, 200	18	1.5
令和8年4月 (6年後の目標)	1, 200	0	0.0

注1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計より

注2：現状の遊休農地面積は、農地法第30条に基づく農地利用状況調査結果より

#### [目標設定の考え方]

令和2年4月現在の管内の農地面積は、1,200haで農地法30条による農地利用状況調査の結果から遊休農地面積は、36ha発生し約3.0%の割合となっています。

目標年度までに遊休農地の解消を目指します。

#### ② 遊休農地の発生防止

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農業委員・推進委員・調査協力員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。併せてこれらの結果において勧告対象者と該当する者については速やかに対応します。

なお、農地パトロールの中で行ってきた違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認については適宜実施します。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

##### イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行います。

ウ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、周辺の状況を考慮しつつ「非農地判断」について検討し、将来的には守るべき農地を明確化していきます。

エ 鳥獣害防止対策を充実させ、耕作放棄の未然防止を図ります。

Ⅱ 担い手への農地利用集積・集約化について

① 担い手への農地利用集積目標

年 度	農地面積 (ha)	集積面積 (ha)	集積率 (%)
令和2年4月	1,200	299	25.0
令和5年4月 (3年後の目標)	1,200	330	27.5
令和8年4月 (6年後の目標)	1,200	360	30.0

注1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計より

注2：現状の集積面積は、担い手及びその農地利用の実態に関する調査結果より

[目標設定の考え方]

農地面積1,200haを今後6年間で担い手に集積する面積を30%の目標とします。

② 農地の集積に向けた推進

ア 農地銀行の促進

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の積極的な集積を図ります。

イ 農地中間管理事業

農家の意向を踏まえ農地中間管理事業の活用について山梨県農地中間管理機構と連携し、検討していきます。

### Ⅲ 新規参入の促進について

#### ① 新規参入の促進目標

年 度	新規参入経営体数	新規参入経営体取得面積
令和2年4月	24経営体 3法人	10.1ha 0.7ha
令和5年4月 (3年後の目標)	36経営体 5法人	13.4ha 1.0ha
令和8年4月 (6年後の目標)	48経営体 7法人	16.7ha 1.3ha

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算

#### [目標設定の考え方]

過去3年間の実績を基に、今後6年間の新規参入の目標を24経営体4法人とします。

#### ② 新規参入の促進方法

##### ア 関係機関との連携

山梨県・山梨県農業会議・甲府市・山梨みらい農業協同組合・笛吹農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入の相談会等において就農希望者への情報提供、意向希望調査、補助制度等の紹介など、サポート体制の充実を整え、新規就農者の確保に努めます。

農業委員や推進委員による日常活動等により、所有者の状況と農地の現状把握を行い、農地を持たない新規参入経営体に対しては農地銀行及び農地中間管理機構を活用し、農地の斡旋を通じ積極的なマッチング活動に努めます。

また農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに積極的に努めます。

#### 第3 その他

なお、この指針は令和8年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に、検証するとともに見直し等を行いません。